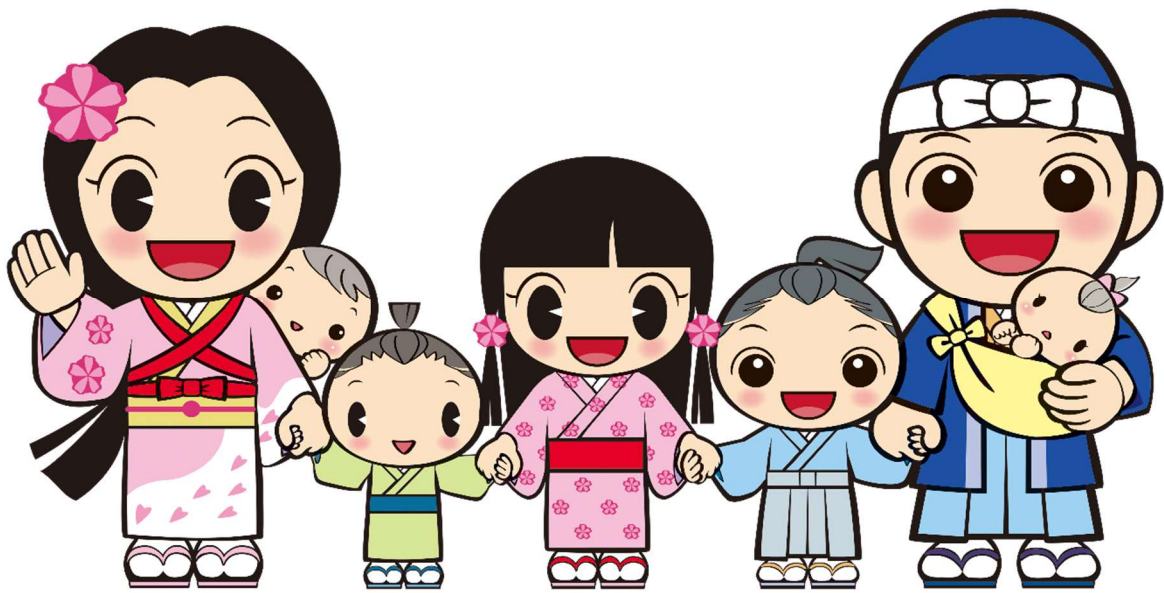


令和6年度

保育園・認定こども園・保育所

入所のご案内

(令和6年4月～令和7年3月入所用 改訂版)



小山市役所 保健福祉部 保育課 幼保係

〒323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所3階

TEL 0285-22-9614(直通)

FAX 0285-22-9670

保育園・認定こども園・保育所入所のご案内 目次

1 保育所等を利用される方へ	
利用できる施設・クラス年齢表・保育の必要性の認定区分について	2
保育を必要とする事由と在籍可能期間について	3
保育必要量(利用可能時間)について	4
2 入所申請をされる方へ	
申込みから入所までの流れについて	5
入所申請について	6~7
保育の必要性の認定・入所申請に必要な書類について	8~9
認定こども園の1号申請について	10
広域入所申請について	10~11
3 保育内容について	
保育内容について	12
食事について	12
2歳児までの保育園について	13
家庭状況の変更について	13
保育の解除(途中退所)について	13
4 特別保育事業について	
病児・病後児保育事業について	14
休日保育事業について	14
一時預かり事業について	14
5 保育料について	
保育料について	15
0~2歳児クラスの保育料特例適用と減免について	16
給食費について	17
副食費免除事業について(3、4、5歳児クラス対象)	17
6 保育所(園)整備計画	18
7 よくあるご質問	19~20
8 保育園・認定こども園・公立保育所一覧	21~22

1 保育所等を利用される方へ

利用できる施設

種別	内容
保育所・保育園	国が定めた設置基準を満たし、県から認可された施設です。 保護者が就労・疾病などの事由によって家庭において保育が困難である場合、保護者に代わって保育をする施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せもち、教育と保育を一体的に提供する施設です。 3歳児クラス以上は保育を必要とする事由がなくても、園と直接契約をすることで在園することも可能です。 市では幼稚園と保育園の良さを併せ持つ認定こども園を普及させ、教育と保育を一体的に受けられる環境を確保しています。

クラス年齢表

令和6年(2024年)4月1日現在の年齢で利用する施設のクラスが決まります。

例: 令和5年4月3日生まれのお子さんが1歳の誕生日を迎えても、年度中の申請は0歳児クラスとなります。

クラス	生年月日
0歳児	令和 5年(2023年)4月2日 ~
1歳児	令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日
2歳児	令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日
3歳児	令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日 ~ 平成 2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日

「保育の必要性」の認定区分について

保育園・認定こども園・保育所を利用する場合、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	主な利用先
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の児童	認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより 保育を希望する児童	保育園・保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより 保育を希望する児童	保育園・保育所 認定こども園

保育を必要とする事由と在籍可能期間

保育の必要性の認定(保育認定)を受ける場合、次のいずれかに該当する必要があります。

事由		保育施設に在籍できる期間
就労	児童の保護者が1ヶ月64時間以上(休憩時間を除く)就労し、児童の保育ができない場合 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間を含む)	保護者が就労を辞めるまで (最長就学前まで)
妊娠・出産	児童の保護者が出産前後のため、児童の保育ができない場合	※1
疾病・障がい	児童の保護者が病気・負傷・心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合	理由がなくなるまで
介護・看護	児童と同居している親族または、長期入院等している親族を保護者が常時介護・看護にあっているため、児童の保育ができない場合	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災・風水害・地震などにより復旧の間、児童の保育ができない場合	災害復旧が終了するまで
求職活動	児童の保護者が求職活動を行っているため、児童の保育ができない場合(起業準備も含む)	2か月以内
就学	児童の保護者が就学(職業訓練学校を含む)のため、児童の保育ができない場合	保護者が卒業する月末まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	理由がなくなるまで
育児休業	すでに保育施設に入所している児童で、保護者のどちらかが育児休業取得中も継続利用が必要と市から認められ、保護者の育児休業復帰後も同じ保育施設に在園を希望する場合	下の子が1歳の誕生日を迎える月の末日まで ※2
その他	上記に類する状態として市が認める場合	

※1 出産事由の認定期間・在園可能期間について

①認定期間

出産予定日の前8週の日が含まれる月の1日から、産後8週の日が含まれる月の月末まで
(申込時点では出産予定日の後8週の日が含まれる月の月末までの認定となり、実際の出産日によっては認定期間が変更となる場合があります)

②在籍可能期間

妊娠・出産事由にて入所が承諾された場合、認定の終了日で退園となります。

※2 育児休業中の利用申請(転園申請を含む)について

育児休業中はご家庭での保育ができるため、原則、利用申請はできません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の就労先に復職することを前提とした申請となります。

きょうだいで同時に申請する場合、きょうだいいずれかの入所が決定した時でも復職が必要となります。同時申請の際、入所申込みに関する調査票下部にあります番号の選択にはご注意ください。

育児休業認定での在園中に転園の申請をすることは可能ですが、転園が承諾された場合、承諾書を送付した月の月末で現在の園は退園となります。

保育必要量(利用可能時間)

保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の区分があり、保育が必要な事由に応じて決定します。

保育を必要とする事由	保育標準時間(最大11時間/日)	保育短時間(最大8時間/日)
就労/就学/介護・看護	○	○
妊娠・出産/疾病・障がい/ 虐待・DV/災害復旧/	○	
求職活動/育児休業		○

※就労について、基本的に月120h以上であれば標準時間認定、月120h未満であれば短時間認定となります。

※月120h未満であっても、政党な理由(通勤時間の都合等)がある場合は、申し出により、標準時間認定を受けることも可能です。

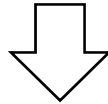
2 入所申請をされる方へ

申込みから入所までの流れについて

①申請書類の提出

締切日までに保育の必要性の申請と利用申請が必要です。必要書類・注意事項を下記ページでご確認の上、ご申請ください。

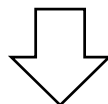
締切日について:P6~7 申請に必要な書類:P8~9



②認定・利用調整

申請書類を基に、保育の必要性の認定・利用調整を行います。

利用調整については、保育施設の定員枠を考慮しながら、保育の必要性の高い方から希望する保育施設を対象に利用調整を行います。(先着順ではありません)



③認定書・結果送付(結果を電話でお答えすることはできません。)

- ・4月入所・予約申し込み(1次申請):1月31日発送予定
- ・4月入所(2次申請):2月末発送予定
- ・5~12月の通常申込:前月15日頃発送予定
- ・1~3月の通常申込:12月15日頃発送予定



承諾の場合



④-(1)

入所を希望する

入所前に、決定先の保育施設にて、オリエンテーションを受けていただきます。



⑤入所



④-(2)

入所を辞退する

P9のとおり『保育所入所申込取下書』の提出が必要です。速やかに保育課までご連絡ください。



保留の場合



④-(3)

4月・予約申込みの方 二次利用調整

再度利用調整を行います。
希望施設や状況変更(求職⇒内定等)がある場合は、P6に記載の変更受付期間内に保育課へご連絡ください。



④-(4)

年度末まで利用調整

申請は、年度内有効のため、3月までは利用調整を行います。
次月以降の希望施設の変更や、状況の変更がある場合、保育課へご連絡ください。

入所申請について

※申請の際、P8～9記載の必要書類に不備がある場合は申請の受付ができません。余裕をもってご申請ください。

※市外在住者の方に関しましては、まずはP10記載の広域入所申し込みについてをご確認ください。

※出産前の申請も可能です。申立書・母子(親子)健康手帳の表紙の写しをあわせてご提出いただき、出産後にお子様のお名前と生年月日を保育課までご連絡ください。また、出産日が遅れ、入所月の1日時点で施設の受入れ可能月齢に満たない場合、入所の取消となることがあります。ご注意ください。

① 令和6年4月<1次申請>

受付期間	令和5年10月23日(月)～11月2日(木) 月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15	
受付場所	公立保育所第一希望	保育課窓口(小山市役所3階)
	上記以外	第一希望の施設にて受付
変更受付期間 (希望施設・保育事由の変更受付)	令和5年11月20日(月)～令和5年12月8日(金) ⇒令和6年4月の1次利用調整に反映 令和6年1月4日(木)～令和6年2月9日(金) ⇒令和6年4月の2次利用調整に反映	
施設空き状況公表予定	令和5年10月中旬頃	
結果発送	令和6年1月31日(水)に通知発送予定	

② 産休育休明けの復職と同時に入所を希望し、令和6年5～9月の予約申請

受付期間・受付場所・変更受付期間 施設空き状況公表予定・結果発送	上記①と同期間
申請要件	<p>両親ともに1日7時間、および月140時間以上就労(休憩時間を除く)産休・育休明けに同じ職場に復職し、就労する場合。</p> <p>※派遣社員等の場合、派遣元の会社が変わらなければ申請可能です。</p> <p>※育児短時間勤務により申込要件の時間を下回っていても、労働契約(就業規則)で要件を満たしていれば、予約申し込みが可能です。</p> <p>※令和6年4月1日時点で65歳以下の同居者がいる場合は、同居者の方も求職活動以外の保育を必要とする事由が必要となります。</p> <p>※申請日時点で小山市に住所がある方のみ予約申し込みが可能です。</p>

③ 令和6年4月<2次申請>

受付期間	令和6年1月4日(木)～令和6年2月9日(金) 月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15
受付場所	保育課窓口(小山市役所3階)
施設空き状況公表予定	令和6年2月上旬頃
結果発送	令和6年2月下旬に通知発送予定

※2次申請での利用調整については、1次利用調整後の空きがある施設を対象に行います。

④ 令和6年5月以降の申請

受付期間	基本的には入所希望月の2ヶ月前～入所希望月の前月5日(下表参照)月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15 ※1～3月の利用調整は同時に行いますので締切にご注意ください。
受付場所	保育課窓口(小山市役所3階)
施設空き状況公表予定	入所月の2ヶ月前の月末頃
結果発送	毎月15日(15日が休日・祝日の場合はその直前の開庁日)に通知発送

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
5月	3月1日(金)～4月5日(金)	10月	8月1日(木)～9月5日(木)
6月	4月1日(月)～5月2日(木)	11月	9月2日(月)～10月4日(金)
7月	5月1日(水)～6月5日(水)	12月	10月1日(火)～11月5日(火)
8月	6月3日(月)～7月5日(金)	1～3月	11月1日(金)～12月5日(木)
9月	7月1日(月)～8月5日(月)		

◎産休・育休明けによる入所可能月と慣らし保育について

育児休業明けの入所申請は原則復職月からの入所となりますが、慣らし保育期間として平日5日間が取れない場合、復職月の前月からの入所申請が可能です。(ただし、復職月の前月に入所する場合は、その月の保育必要量は短時間認定となります。)

毎月1日からの入所となり、慣らし保育期間も入所扱いとなるため、保育料・副食費が発生します。

入所可能月	復職日	入所可能月	復職日
4月	4月1日(月)～5月9日(木)	10月	10月1日(火)～11月8日(金)
5月	5月1日(水)～6月7日(金)	11月	11月1日(金)～12月6日(金)
6月	6月1日(土)～7月5日(金)	12月	12月1日(日)～1月10日(金)
7月	7月1日(月)～8月7日(水)	1月	1月1日(水)～2月7日(金)
8月	8月1日(木)～9月6日(金)	2月	2月1日(土)～3月7日(金)
9月	9月1日(日)～10月7日(月)	3月	3月1日(土)～4月7日(月)

祝日法の改正などにより祝日等が変更になった場合は、変更された祝日に伴い入所可能月が変更となります。

※申請時と異なる状況となった場合は、早急に保育課にご連絡ください。

(例1) 産休の復帰予定で申請し、転職することとなったとき

申請時に提出した就労証明書の就労時間より短い時間での就労に契約(就労規則)が変更となったとき
⇒入所後であっても入所が取り消しになる可能性があります。入所前に必ず保育課にご連絡ください。

(例2) 出産予定日の前8週の日が、入所決定月に含まれる場合

⇒申請時は別事由での利用申込であっても、妊娠・出産の認定期間での限定入所に切替となります。

利用調整を再度行い、入所の可否を確認しますので、保育課に早急にご連絡ください。

利用調整時点で提出された状況と異なる状況での入所となる場合は、再度入所の可否を判断します。

状況を変更する可能性が発覚した時点で、保育課にご相談ください。

保育の必要性の認定・入所申請に必要な書類

- ・申請時には下記の①～③の書類をご用意のうえ、お子様と一緒にお願いします。
- ・申請後状況に変更があった場合は④をご確認の上、書類をご用意ください。
- ・不足書類・内容に不備がある場合は、利用調整の対象となりません。書類不備とならないよう、記入漏れはないか等よくご確認の上、余裕をもって提出締切日までにご提出ください。
- ・すべての書類に消えるボールペンのご使用できません。また、証明書は修正テープ等の訂正も受付ができません。
- ・証明書・診断書等の書類は証明日より、起算して3か月以内に受理したものが有効となります。

① 必須書類

		☑
提出書類	教育・保育の必要性認定申請書(1, 2, 3号) 兼 保育所入所申込書 兼 児童台帳(2, 3号)	
	入所申込みに関する調査票	
	児童の心身発育状況調査票	
	保育料納付誓約書	
	入所申込みに関する確認事項及び同意書	
確認書類	申請者(保護者)1名分の個人番号(マイナンバー)確認書類(下記(1)～(3)のいずれか) (1) マイナンバーカード(顔写真付のもの) (2) 個人番号通知カードおよび顔写真付の身分証明書(運転免許証等) (3) 個人番号記載の住民票および顔写真付の身分証明書(運転免許証等)	
	申込児童の母子(親子)健康手帳	

② 状況によって提出が必要な書類

状況		☑
父母が離婚前提で別居中	申立書	
	離婚調停中であることがわかる書類(裁判所からの呼出状 等) 離婚協議中であることがわかる書類(弁護士等による証明) のいずれか ※1	
保護者が単身赴任中	申立書	
身体障害者手帳等をお持ちの方がいる	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し	
外国籍の方	本人と同居者全員分の在留カードの写し(両面)	
生活保護受給世帯	生活保護決定通知書 または 生活保護受給証の写し	
出産前の申請	申立書	
	母子(親子)健康手帳の表紙の写し	

※1 離婚調停中・協議中であることがわかる書類の提出が出来ない場合、申立書のみをご提出ください。
その場合、利用調整において指数の加点対象とはなりません。

③ 保育を必要とする事由を証明する書類

65歳以下(令和6年4月1日時点)の同居者(世帯分離・敷地内別棟も同居とみなします)の方がいらっしゃる場合、保育を必要とする理由を証明する書類の提出がないと利用調整の際に減点の対象となります。
また、5～9月の育休明けの予約申込みについては、65歳以下の同居者の書類の提出は必須となります。

事由			<input checked="" type="checkbox"/>
就労	会社勤め	就労証明書	
	会社勤め(転職予定)	前職の就労証明書	
		新職の就労証明書(新職が未定の場合は求職活動申告書 ※2)※4	
	自営業	就労証明書 ※3	
		直近の確定申告書の写し 新規開業の場合は開業届の写し	
	内職	就労証明書	
		委託契約書の写し または 実績が確認できる書類の写し	
育児休業中	就労証明書(育児休業期間・復職日が記載されているもの)		
就労予定(内定)	就労証明書 ※4		
妊娠・出産	申立書		
	母子(親子)健康手帳の表紙の写し		
疾病・障がい	申立書		
	保育ができない状況であることがわかる診断書(原本)・療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の写しいずれか1つ		
介護・看護	介護・看護状況申告書		
	診断書(原本)・療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の写し いずれか1つ		
求職活動中	求職活動申告書		
	ハローワーク登録証の写し 等		
就学	就学状況申告書		
	在学証明書 または 学生証の写し		
	年間カリキュラムの写し		

※2 申請期間中に新職の就労証明書が提出されない場合、入所事由は自動的に求職活動へ変更となります。

※3 自営業の実績が確認できない場合・開業準備中の場合は求職活動として利用調整を行います。

※4 就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。

④ 入所申込後に提出が必要な書類

変更の内容			<input checked="" type="checkbox"/>
保育の必要性がなくなった 入所の意思がなくなった 市外へ転出した		保育所入所申込取下書 ※5	
退職	保育の必要性がなくなった	保育所入所申込取下書 ※5	
	求職活動を開始した	求職活動申告書 ※5	
育児休業から復職しなくなった 就労内定が取消となった 勤務時間が減った		変更後の状況に応じた書類(就労証明書 等) ※5	
母子(親子)健康手帳の交付を受けた		申立書 ※5 母子(親子)健康手帳の表紙の写し	
勤務先が内定した		就労証明書	
就労を開始した		就労証明書	
住所・連絡先が変わった 同居者等世帯構成が変わった 保護者・児童の氏名が変わった 希望先保育施設を変えたい		保育課までご連絡ください	

※5 書類提出の前に、必ず保育課までご連絡ください。連絡または書類の提出がないまま入所が決定した場合、入所取消や、退園となる場合があります。

また、申込取下をした場合、保留通知は発行されません。ご注意ください。

認定こども園の申請について

認定こども園は、認定区分(教育認定・保育認定)により、申請方法・書類が異なります。

教育認定(1号)利用希望 :直接希望の認定こども園にご申請ください。

保育認定(2・3号)利用希望 :P5～9をご参照ください。

また、教育認定(1号)での利用から保育認定(2号)に切り替え希望の方は、保育課での入所申請手続きが必要になります。P7～9をお読みいただき、書類をご用意の上ご申請ください。在園児のお子様の場合、お子様の面接は不要になります。

広域入所申請(市外の保育所等への申請・市外からの申請)について

※広域での利用は年度単位になります。継続して利用する場合は毎年申請が必要です。

① 申請日時点で小山市にお住まいで、小山市外の保育施設を希望する場合

申請先の市町村によって申請の要件・申込締切日・必要書類が異なります。

希望保育施設のある自治体にご確認の上、申請先自治体の締切日2週間前までに小山市保育課に書類をご提出ください。

※締切直前にご相談いただいても申請が間に合わない場合がございます。

(1) 申請の要件

- ・保護者の就労先が保育希望の自治体内にある
- ・保育希望の自治体へ転出予定
- ・小山市内の保育施設では児童の送迎が困難 等

※上記要件に該当する場合でも、希望先自治体の受入要件によっては、申請ができない場合があります。

(2) 申請と利用調整について

小山市保育課窓口へ、申請書類一式の提出が必要です。

小山市が保育の必要性の認定を行い、希望保育施設のある自治体へ申請します。

利用調整は、希望保育施設のある自治体または、希望保育施設が行います。

結果は小山市より申請者の方へお伝えします。

市外転出予定の方は、賃貸契約書や住宅の売買契約書等の追加書類が必要な場合があります。転出先の自治体へお問い合わせください。また、転出手続き後、速やかに転出先の自治体の申込様式にて申請手続きが必要です。

② 申請日時時点で小山市外にお住まいで、小山市内の保育施設を希望する場合

(1) 小山市外から小山市内の保育施設に通う場合

1. 申請の要件

- ・小山市内に保護者の方の就労先がある場合
- ・小山市内に里帰り出産予定

通勤経路や求職活動中での申請は受付出来ませんのでご注意ください。

2. 申請と利用調整について

- ・入所期間は最長で年度末までになります。現在住所のある自治体からご申請ください。
- ・受付期間については、P6～7に記載の期間になります。
※ご希望の入所月の受付期間をご確認ください。
- ・利用調整は小山市が行い、結果については住所地の自治体へ回答します。
- ・申請締切日までに届かない場合、利用調整の対象とはなりませんので、余裕をもった日程でお手続きをお願いします。

(2) 利用開始月の前月末までに小山市内に転入予定の場合

1. 申請書類

- ・入所申込書類一式
- ・小山市内での住所がわかる書類
(住宅の売買または賃貸借契約書・実家の場合は公共料金の領収書等)
- ・転入に関する誓約書
- ・住民税課税証明書等(市区町村民税所得割額が記載されているもの)

※4月入所申請につきましては、小山市内での住所がわかる書類が申請日時時点で用意できない場合であっても、市外住民扱いで受付は可能となりますが、年度途中の申請(5月～3月入所希望)の場合は、申請日時時点で、小山市内での住所がわかる書類の提出がない場合は、申請受付ができませんので、ご注意ください。

2. 申請と利用調整について

- ・転入先の住所が決まっており、入所の可否に関わらず入所希望月の前月末日までに小山市に転入予定の方は、転入前の自治体窓口を経由せず、直接小山市保育課にて申請手続きが可能です。

3. 転入後手続きについて

- ・小山市窓口にて直接申請した方
転入後、保育課に転入が済んだ旨をご連絡ください。
- ・転入前自治体の様式を用いて申請した方
転入後、小山市様式での申請が必要となります。転入後速やかに保育課に書類をご提出ください。申請受付の際に、お子様の面接も同時に行いますので、お子様も一緒に窓口にお越しください。

3 保育内容について

保育内容について

こどもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるために、保育所保育指針(保育園・保育所)、認定こども園教育・保育要領(認定こども園)に基づき、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から乳幼児にふさわしい総合保育を行います。

- 健康・・・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 人間関係・・・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- 環境・・・周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 言葉・・・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言語で表現する力を養う。
- 表現・・・感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造力を豊かにする。

◎保育園・認定こども園・保育所の見学は随時受付けております。

行事等の都合もありますので、施設へ事前に連絡のうえ、見学してください。

食事について

食事の内容は毎月献立表でお知らせし、各施設内で調理して提供しています。

【クラス・年齢別の対応について】

	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ
0歳児クラス	月齢等を配慮した離乳食とミルク		
1、2歳児クラス	○	あり（主食と副食）	○
3～5歳児クラス		あり（副食のみ） ※施設で主食を提供する場合があります。	○

【個別の対応について】

- ・食物アレルギーや疾患等によって、個別対応が必要な場合は入所申込み時にご相談ください。
なお、食物アレルギーによる除去対応等を希望する場合は、生活管理指導表（小山市所定の様式）の提出が必要となります。
- ・保育施設での食物アレルギー発症を防ぐため、初めての食材を保育施設で食べることをのめないよう、ご協力をお願いします。



2歳児までの保育園について

下記の5か所の保育園に入園されるお子さまの保育の実施は、
2歳児クラス（3歳になった年度の3月31日）までとなります。

・栗の実保育園 ・ひまわり保育園 ・にこにこ保育園 ・静林保育園 ・駅東さくら保育園

◎3歳児から、認定こども園・私立幼稚園に入園することもできます。

（直接幼稚園にお問い合わせください。）

◎3歳児クラスとなる4月からも保育施設を希望する場合は、**4月入所の申込みが必要**です。

家庭状況の変更について

入所後、保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合は、在園している保育施設に「認定変更（変更・取消）申請書（兼）内容変更届（兼）支給認定証再交付申請書」（以下、変更届）等の書類を提出してください。

※変更内容により支給認定証を新たに交付することがありますので、必ず手続きをしてください。

- ① 居住地が変わった場合 ……………（転居、単身赴任、電話番号の変更等）
- ② 世帯状況が変わった場合……………（結婚、離婚、妊娠・出産、祖父母と同居開始、養子縁組、生活保護受給開始・廃止等）
- ③ 就労・就学状況が変わった場合…（就労・就学先、就労・就学時間・日数の変更等）
- ④ 家庭内保育が可能になった場合…（退職、病気全快、卒業、育児休業取得、その他）

※①に該当する場合は、「変更届」の提出が必要となります。

※②③④に該当する場合は、「変更届」の他に、状況を確認する書類の提出が必要となります。

保育の解除(途中退所)について

都合により保育施設を退所する場合は、退所することが確定した時点で「退所届」を在園している保育施設に提出してください。

また、入所期間中であっても、保育を必要とする事由が無くなった場合には、保育園、認定こども園（保育認定）、保育所を退所していただくことがあります。

- <例>
- ①保育の認定期限が切れた場合（求職活動状況のまま他の入所事由が無く2か月経過、妊娠・出産のための保育実施期間満了等）
 - ②就労時間が短く基準を満たしていない場合（月64時間未満は基準以下となります）
 - ③虚偽の申請の事実が判明した場合
 - ④出席日数が少なく、家庭保育が可能な場合
 - ⑤小山市外へ転出した場合（転出日の月末まで在園できます）
 - ⑥保育料の著しい滞納があり、納付計画を履行していない場合
 - ⑦申込時と入所理由が異なり、家庭保育が可能な場合（両親ともに育児休業取得）
 - ⑧第二子以降の里帰り出産等により、連続して2か月以上欠席する場合 等

4 特別保育事業について

病児・病後児保育事業について

小山市に住所がある小学校6年生(義務教育学校前期課程を含む)までの児童が対象となります。
児童が病氣中・または病氣の回復期にあり、家庭での保育ができない期間、一時的に下記の実施施設にてお預かりします。

(事前登録が必要です。利用希望の方は、保育課または在籍保育施設へご登録願います。)

<実施施設>

	実施施設	住 所	電話番号
病児保育	こばと保育園	小山市雨ヶ谷417	0285-27-0209
	こばとキッズ	小山市出井1931-1	0285-25-2815
	新小山市民病院 「ひまわり」	小山市神鳥谷2251-1	0285-28-3385
病後児保育	すみれ乳児院	小山市三峯2-1-21	0285-38-9066

<保育時間> 午前8時から午後6時まで(月～土曜日)

※日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日まで)を除く。

※施設により保育時間・開所日が若干異なります。

<利用料金> 日額2,000円 ※市民税非課税世帯は日額500円、生活保護世帯は日額0円

※詳細については、各実施施設にお問い合わせください。

<利用方法> 実施施設に電話で予約をし、利用当日に利用申請書とかかりつけの医師が記入した診療情報提供書または利用連絡書を提出してください。

※結城市の城西病院内の病児保育をご利用いただくことも可能です。

上記実施施設とは登録手順が異なりますので、詳細は下記までお問合せ願います。

城西病院 病児保育室「ひばり」	茨城県結城市結城10745-24	0296-33-5121
-----------------	------------------	--------------

休日保育事業について

小山市内の認可保育施設に入所している児童で、日曜祝日(年末年始12月30日～1月3日までを除く)に保護者の方の勤務等で保育が必要と認められる場合に利用することができます。

<実施保育園> ……こばとキッズ

(住所)小山市出井1931-1 (TEL)25-2815

<保育時間> ……午前8時から午後6時まで

<利用料金> ……無料

<利用方法> ……事前に保育課に申請し、休日保育が必要と認定を受けたのち、実施施設である「こばとキッズ」に予約をしてください。

一時預かり事業について

小山市に住所がある児童で、保護者がパートタイムで働いているなど、週1日～3日保育を必要とする方や、保護者の疾病等により家庭で児童を保育できない方のために、一時的に児童をお預かりします。

<実施保育施設> ……P21～22 参照

<保育時間> ……午前9時頃～午後4時頃 ※施設によって異なります。

<利用料金> ……日額2,000円～3,000円 ※年齢、施設によって異なります。

<利用方法> ……直接実施保育施設に申込みしてください。

5 保育料について

保育料について

保育料は、保護者の所得に応じた負担となり市民税所得割額をもとに「利用者負担額の基準額表」のとおり保育料(利用者負担)を算定することになります。

また、保育料の算定に使用する課税年度については、4月から8月分の保育料は令和5年度の市民税所得割額で算定し、9月分からの保育料は令和6年度の市民税所得割額で算定します。

0～2歳児クラスの非課税世帯と3歳児クラス以上は全世帯を対象に保育料が無償化されます。

※実費として徴収されている費用(食材料費・行事費など)は、無償化の対象外です。

<利用者負担額の基準額表>

階層区分	定義		月額(円)		
			3歳未満	3歳	4歳以上
			標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)
1	生活保護世帯		0	0	0
2	1階層を除き、市民税非課税世帯		0	0	0
	下の段は保育料特例対象		0	0	0
3 ～ 8	3	市民税所得割額 48,600 円未満の世帯	12,000 (11,800)	0	0
		下の段は保育料特例対象	0	0	0
	4	市民税所得割額 77,100 円以下の世帯	17,000 (16,800)	0	0
		下の段は保育料特例対象	0	0	0
	5	市民税所得割額 97,000 円未満の世帯	24,000 (23,600)	0	0
	6	市民税所得割額 169,000 円未満の世帯	33,000 (32,500)	0	0
	7	市民税所得割額 211,200 円未満の世帯	40,000 (39,400)	0	0
8	市民税所得割額 211,200 円以上の世帯	49,000 (48,200)	0	0	

- ・保育料の決定通知書は、入所前月末に保育課より入所した施設へお渡しします。
- その後、施設より保護者の皆様へ通知をお渡しします。
- ・両親ともに課税されている場合、二人の課税額の合計額による算定となります。
- ・1世帯で納税者が複数いる場合、両親以外の同居親族(祖父母等)に課税があっても対象児童を扶養等にとっていない限り、保育料の算定には含みません。(ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合を除く)
- ・市民税所得割額については、地方税法による住宅借入金等特別税控除等の税額控除を適用しない額を用います。
- ・年齢区分については、令和6年4月1日時点の年齢を用います。
- ・保育内容により、保育料の他に費用がかかる場合があります。

0歳児から2歳児クラスの保育料特例適用と減免について

≪3歳児クラス以上の保育料は、全世界帯を対象に無償化されるため、申請は必要ありません≫

<保育料の特例適用と減免について…申請が必要です>

- ・生活保護世帯
- ・ひとり親世帯(未婚、離婚、死別等)※別居中で離婚が成立していない世帯、事実婚の世帯は除く
- ・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、精神障害者福祉手帳をお持ちの方、
障害基礎年金を受給している方の属する世帯
- ・生活保護程度に困窮していると認められる世帯
- ・多子世帯

≪保育料の特例適用と減免に該当するため申請が必要な方≫

	同一世帯(同居ではありません)・児童の状況	申請書	添付書類
①	生活保護の受給を受けている世帯(無料)	○	生活保護受給者証の写し
②	児童もしくは児童と同一世帯に療育・身体障害者・精神障害者手帳をお持ちの方がいる場合 ⇒3・4階層(無料)	○	療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
③	ひとり親・未婚のひとり親の場合 ⇒3・4階層(無料)	○	「児童扶養手当証書」または、「ひとり親家庭医療費受給資格証」の写し ※無い場合には戸籍謄本でも可
多子軽減			
④	第2子以降※1の児童(無料)	○	無し
⑤	同時在籍 小学校就学前の範囲内に3人以上いる場合※2 ⇒第3子以降(無料)	×	無し

(※1)第2子以降…保護者が扶養にとっている18歳未満の子から数え、入所児童が第2子以降の場合(保護者が扶養にとっている、学生は22歳、障がい者は20歳を迎える年度の末日までの方が対象)

(※2)⑤の同時在籍ではない第3子以降の場合は、「保育料特例適用兼減免申請書」の提出が必要です。

【保育料特例適用と減免申請の流れ】

上記の要件に該当する場合は、「保育料特例適用兼減免申請書」を「入所承諾通知」と一緒に送付します。記入後、添付書類が必要な場合は申請書と一緒に保育施設に提出してください。

(該当する方で「保育料特例適用兼減免申請書」が送付されない場合は、保育課にご連絡ください。)

保育課にて審査を行い、保育料の減免等に該当する場合は保育料が減免されます。

【第2子保育料減免について】

小山市では令和6年4月より「第2子保育料無償化」を開始いたします。無償化の対象は、保護者が扶養にとっている18歳未満の子から数えて第2子のお子さま、かつ「保育料特例適用兼減免申請書」をご提出いただいた方となりますので、該当のお子さまがいらっしゃる場合は、申請書の提出漏れがないようご注意ください。

給食費について

・0、1、2歳児クラス

給食費(主食費・副食費)については、保育料に含まれております。

・3、4、5歳児クラス

給食費(主食費・副食費)については、以下の通り、保護者負担となります。

◎公立保育所

副食費を、市にお支払いいただきます。

※主食は、ご自宅から持参していただきます。

◎私立保育園・認定こども園

副食費を園にお支払いいただきます(園により、主食費を支払う場合があります)

※主食は、ご自宅から持参または実費徴収となりますので、詳細は園にご確認ください。

副食費免除事業について(3、4、5歳児クラス対象)

3、4、5歳児クラス(2号)で下記の要件に該当する者は、副食費が免除されます。

- ・ 市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯
- ・ ひとり親世帯、児童もしくは児童と同一世帯に療育・身体障害者・精神障害者手帳をお持ちの方がいる場合(市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯のみ対象)
- ・ 第3子以降[※]の児童

(※)第3子…保護者が扶養にとっている 18 歳未満の子から数え入所児童が第3子以降の場合
(扶養にとっている方が、学生の場合 22 歳未満、障がい者の場合 20 歳未満の場合が対象です。)

※副食費を免除するための申請書は提出不要です。

6 保育所(園)整備計画

●公立保育所整備の実施計画

●第3次保育所整備計画

地区	公立保育所	年度(年)								
		令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)		7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)
		第3次計画						第4次計画		
小山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続								
	②若木保育所	令和3年度より民営化済								
	③城北保育所	市の拠点施設として存続								
大谷	④中久喜保育所	民営化し保育定員を確保(令和9年4月開所目標)								
間々田	⑤もみじ保育所	民営化し保育定員を確保(令和8年4月開所目標)								
	⑥間々田北保育所	令和6年中に網戸保育所と統合し、市の拠点施設として存続 (令和8年4月に新園舎開設予定)								
	⑦網戸保育所	令和6年中に間々田北保育所と統合								
桑・絹	⑧桑保育所	令和5年度より出井保育所と統合済								
	⑨出井保育所	当面存続(令和8年度中に新園舎開設予定)								
	⑩絹保育所	当面存続								
公立保育所の施設数		10	9	9	8	8		7	6	6

*第4次計画(2025~2029)において具体的な方針決定を予定していた4施設(中久喜保育所、もみじ保育所、出井保育所、絹保育所)の内、絹保育所を除く3施設については耐震基準を満たしていないことが判明し、早急な対応が求められたことから庁内で検討を行い、対象施設については第3次整備計画に則った整備方針を決定しました。☆と記載された施設については、引き続き民間保育施設の状況、人口動態を踏まえた上で公立保育所の第4次整備計画の策定を進めてまいります。

7 よくあるご質問

入所申込みについて		
	質問内容	回答
1	申込みをすれば必ず入れますか？	希望施設に空きがない場合や、空き人数を超える申込数があった場合は、入れない場合もあります。
2	申込みは早い方が有利ですか？	先着順で入所を決定するものではありませんので、各月の期限内に申込みをしてください。利用調整は、期限内に申込みをした方の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に施設入所が決定します。また、年度後半にかけて入所枠は減少していくため、年度当初よりも年度途中の申込みの方は希望の保育施設に入所できにくくなる傾向があります。
3	希望先は第10希望まで埋める必要はありますか？	無理に第10希望まで埋める必要はありません。入所が決定した後にキャンセルをしないよう、通う意思のある施設のみご記入ください。
4	施設の空き状況を知ることができますか？	可能です。 小山市のホームページ(くらしの情報→子育て→こどもを預ける)からご覧いただけます。毎月末に翌々月入所に向けた空き状況を公表しています。
5	施設の事前見学をしていなくても申し込みはできますか？	可能ですが、保育方針や実費徴収額は施設により異なりますので、事前の見学をお勧めします。 また、施設見学をせず申込みをした場合、利用調整前に見学をお願いする場合があります。その際は、保育課より保護者様へご連絡いたします。
6	就労証明書が期日までに間に合いません。受付してもらえますか？	入所申込みに必要な書類が全てそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。
7	祖父母と同居していると入所できませんか？	入所可能です。 ただし、65歳以下の同居者がいる場合、その方が就労などで日常的に保育できないことが分かる書類(就労証明書等)の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整で不利になります。
8	パートで働いていますが、正社員と比べると不利になりますか？	雇用形態は利用調整に影響しません。就労日数や就労時間での判断となります。
9	兄弟姉妹で同時に申込みと入所しづらいですか？	施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申込と比べると、申込み人数が多い分、入所しづらさがあるのは事実です。 また、申込書裏面の入所条件「同じ施設希望」「同月入所希望」欄については、希望の条件を必ずご記入ください。「別月の入所でも良い」を選択した場合は、未入所となったお子さんがいても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
10	兄弟姉妹で申込をするときは、就労(内定)証明書は2枚必要ですか？	必要ありません。 児童名を連名で記入してコピーを取り、原本を下のお子さんの申請書に、コピーを上のお子さんの申請書に添付して頂ければ申込みができます。
11	申込みの結果、入所できなかった場合は、毎月申込みをする必要がありますか？	必要ありません。入所できなくても、申込みをした年度の3月まで毎月利用調整を行います。翌年度の入所申込みについては改めて申込み手続きが必要となりますのでご注意ください。 なお、就労状況が変わった場合や、入所の意思が無くなった場合等は再度手続きが必要となりますので、P8をご参照ください。

	質問内容	回答
12	入所保留通知が届きました。仕事を始めなければなりません。他の預け先はありませんか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き同年度3月まで毎月利用調整を行います。認可保育所に入所できるまで、一時預かり又は認可外保育施設等のご利用をご検討ください。一時預かりを実施している施設はP19、20をご参照ください。小山市内の認可外保育施設は市HPをご参照ください。
13	12～3月入所の申込みをして入所できなかった場合、4月に入所したいと考えていますが、手続きの流れはどのようになりますか？	別途4月入所の申込みをする必要があります。4月入所申込みの受付期間は、12～3月入所申込みの結果発送前となりますので、申請期間をご確認のうえ、12～3月入所申込みの結果が分かる前に必ず4月入所の申込みをお願いします。
14	2号で認定こども園に入園を希望していますが、2号で入園できない場合は1号での入園を希望しています。1号と2号の併願はできますか？	1号（教育認定）と2号（保育認定）を同時に申込みすることは可能です。
15	認定こども園に1号で通っていますが、2号に切り替えたいです。どのような手続きが必要ですか？	改めて入所申込手続きを行う必要があります。手続きは、新規の申込方法と同じですので、P3、5をご参照ください。
16	入所した後に、別の施設に転園することはできますか？	転園の申込みをすることは可能です。手続きは、新規の申込みと同じです。ただし、転園希望先の施設の入所枠を超える申込みがあった場合は、新規の申込みをされた方を優先しますので、転園するのは難しいのが現状です。申込みの際は、よく検討していただいたうえで希望先を記入してください。 また、転園が決定した場合、現在利用している施設には別のお子さんが入所する可能性が高いため、元の施設へ戻ることはできません。
保育料（利用者負担額）について		
1	保育料は施設ごとに変りますか？	変わりません。保護者の市民税所得割額により決定しますので、P13をご参照ください。 ただし、保育料以外の費用（施設管理費等）は施設によって異なりますので、詳しくは施設までお問合せください。
2	保育料無償化の対象になるのは？	2・3号（保育認定）の場合は、0～2歳児クラスの非課税世帯、及び3歳児クラス以上が無償化の対象です。 1号（教育認定）の場合は、全員無償化の対象です。
3	去年は育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市民税所得割額、9～3月は当年度の市民税所得割額に基づき保育料が決定されますので、8月までは一昨年の所得に応じた保育料となります。
4	祖父母と同居していますが、保育料算定対象になりますか？	父母のみの収入で生計を維持していることが認められれば、祖父母は保育料算定対象になりません。
利用時間について		
1	保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できますか？	利用できる時間は、通勤時間を考慮し、保護者の就労状況等に応じ、最長11時間の範囲内で保育が必要な時間となります。
2	先月退職をし求職活動中ですが、認定変更届の提出が遅れたため、今月は引き続き標準時間認定を受けています。11時間利用しても良いですか？	利用できる時間は、保育が必要な時間となります。求職活動中であれば、本来の保育必要量は短時間認定となりますので、8時間以内での利用をお願いします。

その他ご不明な点は、保育課まで直接お問合せください。

8 保育園一覧

《私立保育園》

施設 No.	保育園名	利用定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 (土曜日)	延	一	休	病
01	小山西保育園	70名	松沼121-1 TEL 37-0102	満2か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○			
02	みどり丘保育園	60名	扶桑2-2-4 TEL 23-7800	満2か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		
03	小山みなみ保育園	80名	塚崎768 TEL 27-4864	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
04	黒田保育園	90名	西黒田316-2 TEL 45-4614	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
05	つくし保育園	90名	花垣町1-16-17 TEL 24-0021	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
06	こばと保育園	130名	雨ヶ谷417 TEL 27-0209	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00 (延長有)	○	○		◎
07	すみれ保育園	80名	駅南町6-9-11 TEL 27-7990	満2か月～	7:00～18:30	7:30～18:30	○			
08	さくら保育園	100名	羽川456-4 TEL 23-7068	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
09	こぐま保育園	90名	西城南5-6-3 TEL 28-1189	満2か月～	7:10～19:10	7:00～18:00	○	○		□
10	すみれチャイルド	40名	駅南町3-22-3 TEL 27-5292	満2か月～	7:00～18:30	7:30～18:30	○			
⑪	栗の実保育園	35名	神鳥谷1-6-3 TEL 24-4004	満2か月～ 2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
⑫	ひまわり保育園	35名	横倉新田287-2 TEL 28-6355	満6か月～ 2歳児	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		
⑬	にこにこ保育園	35名	犬塚3-15-1 TEL 25-9201	満6か月～ 2歳児	7:00～18:00	7:00～18:00		○		
14	木の実保育園	80名	犬塚51-23 TEL 22-3715	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
15	こひつじ保育園	30名	城東2-9-11 TEL 25-7152	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
⑬	静林保育園	40名	喜沢320-1 TEL 25-8002	満6か月～ 2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
17	こばとキッズ	90名	出井1931-1 TEL 25-2815	満2か月～	6:45～19:30	6:45～18:00 (延長有)	○	○	○	◎
18	城山さくら保育園	50名	城山町3-7-5 TEL 39-6330	満2か月～	7:00～20:00	7:00～18:00	○			
19	間々田保育園	90名	間々田924-1 TEL 41-1101	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00 (延長有)	○	○		□
20	あけぼの保育園	90名	神鳥谷4-6-27 TEL 23-2200	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
21	東城南とまと保育園	90名	東城南3-5-3 TEL 37-8682	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		□
22	城東にこにこ保育園	80名	城東1-9-23 TEL 37-8505	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			□
23	若木保育園	80名	若木町1-6-31 TEL 39-7265	満2か月～	7:00～19:30	7:00～18:00 (延長有)	○	○		□
⑭	駅東さくら保育園	35名	駅東通り1-2-50 TEL 38-6709	満2か月～ 2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00	○			□

◎番号に○印のついている園は、0、1、2歳児クラスまでの受入れとなります。

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が

「保育短時間」⇒最長8時間(8:30～16:30) ※小山西保育園は、8:00～16:00

「保育標準時間」⇒最長11時間(7:00～18:00) ※こぐま保育園は、7:10～18:10、
こばとキッズは、6:45～17:45

※最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。

◎土曜保育について、詳しくは各保育園にお問い合わせください。

(延)…標準時間利用での延長保育 (一)…一時預かり事業 (休)…休日保育

(病)…病児・病後児保育 ⇒ ◎…病児対応型 ☆…病後児対応型 □…体調不良児対応型

※すみれ乳児院(TEL38-9066)で病後児対応型、新小山市民病院(TEL28-3385)で病児対応型を実施しています。

認定こども園・公立保育所一覧

《認定こども園》

施設 No.	認定こども園名	保育定員 教育定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 (土曜日)	延	一	休	病
01	認定とまとこども園	60名 25名	下泉488-3 TEL 38-3121	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
02	認定おおやこども園	70名 45名	東野田2130-1 TEL 28-0080	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
03	認定こども園 小山幼稚園	70名 105名	東城南5-23-7 TEL 27-3534	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○		
04	認定こども園 生井ゆりかご幼稚園	30名 15名	上生井679-3 TEL 0282-67-3038	満8か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○	○		
05	認定こども園 のぶしま幼稚園	30名 15名	延島96 TEL 49-2471	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
06	認定間々田こども園	70名 90名	乙女3-1-6 TEL 45-0223	満6か月～	7:30～19:00	8:00～19:00	○			
07	認定こども園 みのり幼稚園	90名 180名	萩島56 TEL 38-2027	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			□
08	認定こども園 梅ヶ原幼稚園	50名 75名	城東5-11-20 TEL 25-3333	満6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30				
09	認定こども園 早蕨幼稚園	40名 30名	城山町2-4-21 TEL 22-0093	満6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30				
10	認定こども園 乙女幼稚園	60名 115名	乙女2-30-22 TEL 45-0740	満6か月～	7:30～19:00	7:30～18:30	○			
11	認定こども園 栗の実	90名 245名	神鳥谷1-5-11 TEL 25-6906	満2か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
12	認定こども園 静林幼稚園	150名 185名	喜沢199 TEL 22-1792	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			□
13	認定こども園 せいほう幼稚園	130名 205名	中久喜1221-1 TEL 22-3618	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
14	はねかわ太陽 認定こども園	144名 136名	羽川190-7 TEL 25-4794	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○		
15	認定こども園 ひまわり幼稚園	120名 150名	横倉新田287-2 TEL 27-0441	満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○			
16	認定こども園 楠エンゼル幼稚園	128名 254名	犬塚3-14-2 TEL 23-6870	満6か月～	7:00～18:30	7:00～18:00	○	○		

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が、

「保育 短時間」⇒最長8時間（8:30～16:30）

※認定こども園生井ゆりかご幼稚園、認定間々田こども園、認定こども園早蕨幼稚園は、8:00～16:00

「保育標準時間」⇒最長 11 時間（7:30～18:30）

※認定とまとこども園、認定おおやこども園、認定こども園栗の実、認定こども園静林幼稚園、認定こども園せいほう幼稚園、はねかわ太陽認定こども園、

認定こども園ひまわり幼稚園、認定こども園楠エンゼル幼稚園は、7:00～18:00 ※最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。

◎土曜保育について、詳しくは各こども園にお問い合わせください。

《公立保育所》

施設 No.	保育所名	利用定員	住所・TEL	受入年齢	開所時間	開所時間 (土曜日)	延	一	休	病	
01	やはた保育所◆	130名	八幡町2-8-8 TEL 21-2725	満2か月～	7:30～19:30	◆やはた保育所 ◆もみじ保育所 ◆出井保育所 7:30～18:30 (延長有) ※公立保育所に 入所している方は 上記いずれかの 利用が可能です。	○	○			
02	絹保育所	60名	高椅482-1 TEL 49-0046	満2か月～	7:30～18:30				○		
03	もみじ保育所◆	90名	暁3-11-2 TEL 45-3238	満2か月～	7:30～19:30			○	○		
04	中久喜保育所	60名	中久喜1093-1 TEL 25-4782	満2か月～	7:30～18:30				○		
05	網戸保育所	60名	網戸758-1 TEL 45-5016	満2か月～	7:30～18:30				○		
06	出井保育所◆	70名	出井1060-1 TEL 23-3047	満2か月～	7:30～19:30			○			
07	間々田北保育所	70名	間々田2443-1 TEL 45-4749	満2か月～	7:30～19:30			○			
08	城北保育所	90名	駅東通り3-15-1 TEL 24-1197	満2か月～	7:30～19:30			○	○		

◎上記の開所時間のうち、保育の必要量が

「保育 短時間」⇒最長8時間（8:30～16:30）

「保育標準時間」⇒最長 11 時間（7:30～18:30）が最大利用時間となります。

※最大利用時間を越える場合は、別途料金がかかります。